

陳 情	受 理 番 号	64	受 理 年 月 日	令和8年5月29日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	東京大学が保管している那覇由来の遺骨の早期返還を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名：東京大学が保管している那覇由来の遺骨の早期返還を求める陳情書

陳情の趣旨：東京大学が学術研究を目的として収集し保管している那覇由来の遺骨が早急に沖縄に返還され、那覇市近郊の共同墓地、又は当会が所有している仮墓に安置され、御霊の安寧が図られるよう措置をお願いいたします。

陳情の理由：別紙のとおり

別紙

陳情の理由

1 先祖への崇敬の念

木々の新緑が萌ゆるうりずんの頃、線香の煙に包まれてしめやかに営まれる琉球弧の葬祭文化である清明祭(ウシーミー)。それは、血のつながりがある者たちが先祖の墓の前に集い、ありしのご先祖を偲んでその魂(骨神)に感謝の気持ち捧げる琉球独特の葬祭文化の一つであります。

当会会員を含め、私たち琉球弧に住む琉球・ウチナーンチュは、長い時を超え、このような崇高な伝統文化を脈々と受け継いできました。

2 地域コミュニティとの事前合意の有無とその後の遺骨の取扱い上の問題

昨年12月4日のマスコミ報道(別添資料参照)によれば、東京大学は、那覇由来の遺骨を現在9点ほど保管しています。しかし、当該遺骨の収集に際して事前に地域コミュニティの方々や、遺骨関係者の同意を得たかは不明です。

一方、昨年5月21日に京都大学から今帰仁村教育委員会に移管された今帰仁由来のご遺骨については、いかに学術研究のためとは言え、ご遺骨に資料名が墨で直接書き込まれていた事例が何体があり、複数の会員がこれを確認しています。

また、研究の過程においては、DNA採取のためにご遺骨に直接ドリルで穴を開けているのを観たと証言した研究者の声を、当会の共同代表が聞いています。これは、魂が宿っているご遺骨に対する礼儀を大きく失したものであると言わざるを得ず、沖縄の先祖崇拜の伝統文化に大きく逆行するものです。

3 求められる東京大学と那覇市の対応

東京大学は、2025年12月18日付「東京大学が保管している沖縄県由来の人骨について」の報告書の中で、「関係自治体に対し、今後の人骨の取り扱いについて照会いたしましたところ、すべての関係自治体より、引き続き本学において保管することが望ましい旨のご回答をいただきました。」と発表しました。

東京大学はこれを根拠に引き続き保管・管理することを正当化しています。しかし、同大学のこの記述は、盗掘したことへの謝罪がないうえ、このような一方的な手法は到底許されるものではありません。また、当会の会員を含め、多くの琉球・ウチナーンチュは、ご先祖のご遺骨が東京大学にあると判明した時点で、そのご遺骨を琉球の地に返還して供養と慰霊祭をすることが、私たち子や孫のスクブン(役割)だと考えます。

さらに、報告書の中で「今後、新たな事実が明らかになった場合には、改めて関係自治体と協議のうえ、保管のあり方についても随時検討してまいります。」と記述しています。学術資料として箱詰めにされ、研究室に閉じ込められるというご先祖の無念さや痛みを考えると、東京大学に対して、各自治体が一刻も早くご先祖のご遺骨をこの琉球の地にウンチケー(お迎え)することに向けた働きかけが極めて重要です。よって、東京大学に対して、那覇市がご遺骨の返還手続きに早急に着手し、返還が実現することが今まさに強く求められています。

4 世界の人類学会の潮流

現在、世界の人類学会における遺骨の取り扱いに関する潮流は、遺骨を単なる「物」ではなく、遺骨にも人間の魂が宿っているという考え方のもとに倫理規定を定め、それに則って行われています。世界最大の人類学会である米国人類学会（会員約12,000人）の「遺骨の倫理的取扱いに関する報告書」によると、たとえ学術研究の目的であれ、遺骨を収集する際は事前に地域のコミュニティや遺骨の関係者らの同意がなければ研究してはならない旨明記しています。

もし、その規定に反して学術研究を行ったとみなされたならば、その学者が作成したその学術論文は、前述の倫理規定に違反したことになり、米国人類学会誌に掲載されないどころか、同様な倫理規定を定めた他の多くの国々の人類学会誌への掲載も不可能になり、当人のその後の研究は大変難しくなります。

5 まとめ

■■■■■は、現在も東京大学の管理倉庫で保管されている那覇由来のご遺骨の一日も早い琉球・沖縄への返還を切に願っています。また、当会では返還が決まった場合を想定し、ウチナーンチュの暖かいチムグクルで那覇近郊の共同墓地、または沖縄島中部にあるお墓に安らかに眠っていただけるよう現在受け入れ準備を進めています。

なお、もし返還されたご遺骨が、当会が準備を進めている仮安置のためのお墓に安置された場合には、関係者の誰もが参拝できるような形態にするとともに、丁寧に清明祭も執り行い、ご遺骨の永遠の安寧をお祈りできる場とする予定です。以上のことから、当陳情の趣旨を是非ご理解いただき、1日も早くご遺骨の琉球・沖縄への返還が実現し、適切なお墓に安置して御霊の永遠の安寧が図られるよう措置を強くお願い致します。